

【判例研究】

犯罪利用預金口座等の該当性

吉村 信明

金融機関の預金口座が「犯罪利用預金口座等」(振り込め詐欺救済法2条4項)に該当しないとされた事例

大阪高等裁判所平成28年11月29日判決 金融法務事情2063号72頁
平成28年(ネ)第1926号 預金払戻請求控訴事件

【事実】

Xは本件口座をその名義で開設した者であり、Yは銀行業等を目的とする株式会社である。X補助参加人Wは、Xの友人であった者であり、Y補助参加人ZはWの養父であったものである。

Zは、平成3年2月にWの実母Dと婚姻しWと養子縁組を行った。同年9月、ZとDとの間に長男Eが生まれた。平成10年ZとDは調停離婚した。その際、ZはDに対し離婚に伴う財産分与及び慰謝料として500万円の支払義務を認めた。またZとWは平成11年2月に協議離縁している。

ZはWと同居していた当時、W及びDに対して大声で怒鳴ったり暴力を振るったことがあった。

Wは平成21年4月12日又は13日にZに会い、Wの幼少時に日常的に虐待を加えたとして、慰謝料の支払を求めた。WとZは、平成21年4月13日公証役場において公証人に対し本件公正証書の作成を囑託した。その内容は、WがZに対して同月に貸し付けた251万円を、ZがWに対して平成21年8月から平成27年11月まで分割して返済する旨のものであり執行受諾文言が付されていた。本件公正証書においては、ZはWに対して本件公正証書作成の約4ヶ月後から支払うことになっているが、これはEに対する養育費の支払が終わってからWに対する支払を開始したいというZの提案を受け入れたものであった。

WはZに対して本件公正証書に基づく金員の振込先として本件口座を指定した。ZはWに対して本件公正証書に基づく債務の履行として、平成23年5月27日及び同年6月10日に現金書留で現金を送金する方法により合計52万円を、同年7月27日から平成25年6月14日にかけて、本件口座に振込送金する方法により合計97万4000円をそれぞれ支払った。

しかし、本件公正証書にはWが平成21年4月に251万円を貸し付けた旨の記載があるが、実

際にはこのような事実はなかった。WはZがかつてWを虐待したため、Wに対して不法行為に基づく慰謝料支払義務を負っており、平成21年4月この慰謝料支払義務をもって消費貸借の目的とする準消費貸借契約を締結したのであって、Zは本件公正証書に記載されたのは本件準消費貸借契約に基づく債務であると主張した。

ZはWに対して、平成25年7月本件公正証書に基づく強制執行の不許、本件準消費貸借契約に基づく債務の不存在の確認並びに本件公正証書に基づいて支払った既払金及びこれに対する遅延損害金の支払いを求め、神戸地方裁判所洲本支部に訴えを提起した（別件訴訟）。別件訴訟においてZは、本件準消費貸借契約はWのZに対する強迫に基づいて締結されたものであるから取り消す旨主張した。

神戸地方裁判所洲本支部は、平成25年12月12日別件訴訟についてZの請求をいずれも棄却する旨の判決を行い、Zは大阪高等裁判所へ控訴したが、平成26年4月24日Zの控訴を棄却した。Zはこれに対して上告申立て及び上告受理申立てを行ったが、その上告申立てを取り下げた。最高裁判所は平成26年9月30日、Zによる上告受理申立てについて不受理決定を行った。

Z訴訟代理人弁護士は平成25年7月4日、Yのa支店に対して日本弁護士連合会が作成した統一書式を用いて、本件口座が架空請求又は恐喝の手口で不正に振込送金を請求することに用いられており、犯罪に利用されていると思慮するとして、口座情報を提供するとともに本件口座の取引の停止又は解約を求める依頼（本件取引停止依頼）を行った。

Yは平成25年7月5日、本件口座について振り込み詐欺救済法3条1項に基づき、本件口座の取引停止の措置（本件取引停止措置）を執った。

預金保険機構は、振り込み詐欺救済法5条に基づき本件口座について消滅手続が開始されたこと等を公告した。その後XがYに対して同条1項5号に基づく権利行使の届出をしたため、上記消滅手続は終了した。

XはYに対して預金契約に基づいて本件口座の払戻を求めたところ、Yはこれを拒絶した。その理由は、(1) 本件口座がWによる詐欺（Wが収入を有することを隠して生活保護を受給したためにその返還を免れたこと）に利用されたこと、(2) 本件口座が犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）違反の行為（他人名義の預金口座の利用）に利用されたこと、(3) 本件口座にWによる恐喝（ZがWから脅迫されて本件公正証書の作成を強要されたこと）に利用されたこと、(4) 本件口座がWによる無効な公正証書に基づく恐喝（本件公正証書は無効であるのにWがZに対し本件公正証書に基づき金員の支払を強要したこと）に利用されたこと、(5) Xの請求は権利の濫用に当たるとを主張したので、これらの理由により本件口座の払戻を拒むことができるか否かが争点となった。

原審（大阪地方裁判所平成28年5月30日 金融法務事情2063号79頁）は、Xの請求をすべて認容する判決を言い渡した。これに対してZが控訴した。

【判旨】控訴棄却（確定）

「1 当裁判所も、原判決と同じく、Xの請求は全部認容するべきであると判断する。その理由は、後記2のとおり原判決を補正するほかは、原判決「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」

ないし 4 に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

争点 (1) (詐欺を理由とする払戻しの拒絶の可否) について

振り込み詐欺救済法 3 条 1 項は、金融機関は、当該金融機関の預金口座等が犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を講ずるものとする」と定めている。ここにいう犯罪利用預金口座等とは、振込利用犯罪行為において財産を得る方法としての振込みの振込先となった預金口座等（同法 2 条 4 項 1 号）又は専ら同号の預金口座等に係る資金を移転する目的で利用された預金口座等であって、当該預金口座等に係る資金が同号の振込みにかかる資金と実質的に同じであると認められるもの（同項 2 号）であり、振込利用犯罪行為とは、人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用されたものをいう（同項 3 項）。Z は、『その被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用されたもの』でなくても、犯罪行為の手段として預金口座等への振込みが利用された場合には、同法の類推適用がされるべきである旨主張するが、同法は、被害者から預金口座等に振込みがあったことを前提として、被害者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的とするものであるから、Z の主張は採用することができない。

Z が主張する詐欺は、W が C 所長をして W に収入がないと誤信させ、よって受領した生活保護費の返還を免れたというものであって、犯罪の被害者をして本件口座に振込みをさせ、これを財産を得る方法として利用したというものではない。したがって、Z が主張する詐欺は、振り込み詐欺救済法にいう振込利用犯罪行為には当たらない。そうすると、Y が振り込み詐欺救済法に基づいて取引を停止したと主張して本件口座に係る預金の払戻しを拒絶することはできない。

(中略)

争点 (2) (犯罪収益移転防止法を理由とする払戻拒絶の可否) について

Z は本件口座が犯罪収益移転防止法違反の行為に利用されたとして、Y は振り込み詐欺救済法に基づいて取引の停止をできると主張する。しかし、仮に W が X の口座を管理してこれを自分の取引のために利用するという行為が犯罪収益移転防止法に反するとしても、同法違反の罪は人の財産を害する罪であるということから、振り込み詐欺救済法にいう振込利用犯罪行為には該当しない。したがって、振り込み詐欺救済法の規定に基づいて預金の払戻しを拒絶することはできない。

(中略)

争点 (3) (慰謝料名目での恐喝を理由とする払戻し拒絶の可否) について

(中略)

Z は、W が Z に対して恐喝を行い、喝取された金銭が本件口座に振り込まれたことから、本件口座は犯罪に用いられた口座であると主張する。

そこで、前記認定事実を踏まえて検討すると、Z は、E に対する養育費の支払があることなどから、251 万円の支払方法について要望を述べ、本件公正証書はこれを受け入れた上で作成されたという経緯は、本件公正証書の作成に当たって Z としても交渉の余地があったことを意味するものであり、Z の反抗が抑圧されていなかったことが明らかである上、Z が W に支払等を強く求められて畏怖していたとか、W が Z に危害を加えることを示唆して強硬に慰謝料の支払を要求し

たという事実とも相容れない。また、Zは、現実には平成23年8月から支払を開始しているところ、この開始時期もZの都合によって延期されたものであるし、Zが本件公正証書に記載された債権が存在しないのにWの脅迫によって合意させられたと考えているのであれば、現実には支払を開始するまでの約2年4ヶ月の間に、警察その他の第三者に相談するなどするのが通常であると考えられるのに、Zはこのような行動を取っていない（Zは、警察の対応に期待していなかったから泣き寝入りをした旨主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。）。そうすると、Zは本件公正証書に記載された債務を履行すべきものと認識し、現に自ら履行したものであるべきであり、このようなZの態度は、本件公正証書がWによる恐喝によるものではないことをうかがわせる。

確かに、WがZに対して幼少時の虐待を理由として慰謝料の支払を求めたのは平成21年4月12日又は13日が初めてであり、Zがその当日又は翌日に250万円を超える金額の支払いに任意に合意するのは不自然であるともいえるが、ZがWに対して暴力等を加えていたこと、同様に暴力を振るっていたDに対しては500万円の慰謝料を支払っていることからすると、Dに対する上記支払が家事審判官による説得によるものであったとしても、Zが慰謝料を支払う旨の合意が速やかに成立していることは、Wの不当な働きかけを推認させるほど不自然なものであるということとはできない。

（中略）

以上によれば、本件公正証書がZによる恐喝によって作成されたものであると認めることはできない。

（中略）

以上のとおり、本件口座が恐喝という犯罪行為に利用されたものであると認めることはできない。

争点（4）（公正証書に基づく恐喝を理由とする払戻し拒絶の可否）について

Zは、Wが無効な本件公正証書を利用してZを恐喝したと主張する。しかし、仮に本件公正証書が無効であるとしても、本件公正証書に基づく債務の履行を求めることが直ちに恐喝に該当するわけではなく、これが恐喝に該当するのは害悪の告知があった場合に限られる。しかし、ZはWが具体的にどのような害悪の告知をしたのかを明らかにしていないから、本件公正証書を利用して恐喝されたということとはできない。

争点（5）（Xの請求が権利の濫用に当たることを理由とする払戻し拒絶の可否）について

ZはXの請求が、Zの振込に係る金員を不正に取得するための行為であって、犯罪行為の遂行の一環を成す場合であるなど、これを認めることが著しく正義に反するような特段の事情があるから、権利の濫用に当たる旨主張する。

しかしながら、前判示のとおり、Wによる恐喝の事実を認めることはできず、Zによる振込みは、Zが本件公正証書に記載された債務を自ら履行したものであるべきであるから、Xの請求はX又はWがZの振込に係る金員を不正に取得し、犯罪行為の遂行の一環を成すものであるとはいえないし、このほかにXの請求が正義に反することになるといえる事情は認められないから、Zの主張は採用することができない

まとめ

以上の次第で、Yは、Xに対し、振り込め詐欺救済法3条1項に基づいて執った本件取引停止措置及びこれに続く強制解約による平成25年7月25日時点での預金残高である277万0973円について、遅くとも、Xの平成27年1月20日付け通知書によって指定された期限までに、その払戻しの請求に応じなければならなかったものというべきである。」

【研究】

I 振り込め詐欺救済法の制定経緯と制度の概要

本件は「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（以後、振り込め詐欺救済法と略す）により銀行預金口座が取引停止措置を採られたため、口座名義人XがY銀行に対して預金払戻しを請求した事例である。

預金債権の帰属については、最高裁第二小法廷平成8年4月26日判決民集50巻5号1267頁が預金債権は原因関係のいかんを問わず口座名義人に帰属すると判示した。この判決により振り込め詐欺、架空請求等の振込利用犯罪で預金口座に資金が振り込まれ、金融機関の預金規定により当該預金口座の取引停止措置が執られたとしても、当該資金を被害者に返金することが困難となった。金融機関が振込利用犯罪の被害者に返金後、口座名義人から払い戻し請求があった場合二重払いの危険があったり、あるいは口座名義人の存在及び所在が不明で被害者が返還請求訴訟を提起することが困難であること等がその理由として挙げられる。

そこで、2006年9月当時の与党が「振り込め詐欺撲滅ワーキングチーム」を設置し2007年6月与党案を、また当時野党の民主党も2007年11月に振込利用犯罪被害者救済を目的とする法案を作成し衆議院に提出した。国会において両案について議論がなされ与党案をベースとして一定の修正を加えた法律案が作成され、振り込め詐欺救済法は2007年12月11日衆議院本会議で可決、同年12月14日参議院本会議で可決・成立した。施行は2008年10月1日、ただし一部規定は2008年6月21日に施行された⁽¹⁾。

振り込め詐欺救済法の概要は次のようなものである。

1. 対象となる振込利用犯罪行為は、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であり、財産を得る方法としてその被害者からの預金口座等への振込みが利用されたものをいう(2条3項)。具体的には条文に明文の規定はないが振り込め詐欺、架空請求、ネットオークション詐欺、出資金詐欺、還付金詐欺、横領、ヤミ金融、パチンコや競馬必勝法等が該当するとされ、麻薬、覚醒剤等の代金振込みのような事例には適用がない⁽²⁾。

2. 金融機関は捜査機関等から預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた等の事情を勘案して、犯罪利用預金口座である疑いがあると認めたときは、当該預金口座について取引停止等の措置を適切に講ずる(3条1項)。

3. 金融機関は、犯罪利用預金口座であると疑うに足る相当な理由があると認めるときは、速やかに、預金保険機構に対して、取引停止措置を講じた預金口座について預金債権の消滅手続を開始する旨の公告を求めなければならない(4条1項)。ただし、当該預金口座について預金の払戻を求める訴えが提起された場合、あるいは強制執行、仮差押え、仮処分の手続が行われた場合は、金融機関は公告を求める必要はない(4条2項)。

4. 預金保険機構は、金融機関から公告の求めがあったときは、遅滞なく、預金債権の消滅手続が開始された旨（5条1項1号）、並びに預金債権の帰属を主張する者は一定期間内に金融機関に対して権利行使の届出、払戻の訴えの提起、強制執行等をしなければ預金債権が消滅する（5条1項5号、8号）等が記載された公告を行う。

5. 公告に定められた一定の期間内に金融機関に対し当該預金債権について権利行使の届出、払戻の訴え提起、強制執行等が行われた場合、金融機関はその旨を預金保険機構に通知しなければならない（6条1項）。一定期間内に犯罪利用預金口座でないことが明らかになった場合も、金融機関はその旨を預金保険機構に通知しなければならない（6条2項）。1項若しくは2項の通知を受けた場合、預金保険機構は預金債権消滅手続が終了した旨を公告しなければならない（6条3項）。

6. 一定期間内に権利行使の届出、払戻の訴え提起、強制執行等がなされず、かつ法6条2項の通知がないとき預金債権は消滅する。預金保険機構はその旨を公告しなければならない（7条）。

7. 第7条により預金債権が消滅したことを受けて、金融機関は消滅した預金債権の額に相当する金銭を原資として、当該預金口座に係る振込利用犯罪行為の被害者に対して被害回復分配金を支払わなくてはならない（8条1項）⁽³⁾。

II 振り込め詐欺救済法に基づく取引停止措置について

本件は、Zの訴訟代理人弁護士が本件口座は架空請求又は恐喝の手口で不正な振込送金のために利用されており、振り込め詐欺救済法における「犯罪利用預金口座等」に該当するとして、Yに対して日本弁護士連合会作成の統一書式を用いて口座情報を提供するとともに本件口座の取引停止又は本件口座の解約を依頼した。Yはこの依頼に応じて振り込め詐欺救済法3条1項に基づきXの本件口座の取引を停止した。

金融機関は、振り込め詐欺救済法3条1項で「捜査機関等」から情報提供があり当該預金口座が犯罪利用預金口座である疑いがある場合には取引停止措置等を執ることになっている。

問題となるのは本件のように弁護士等が「捜査機関等」に該当するか否かである。

「捜査機関等」該当性については振り込め詐欺救済法は明文規定を置いていないため、全国銀行協会が金融庁・警察庁・預金保険機構等の関係官庁・団体と調整して全銀協ガイドラインを作成し、「捜査機関等」とは警察、弁護士会、金融庁および消費生活センターなど公的機関ならびに弁護士および認定司法書士該当するとした⁽⁴⁾。

また、日本弁護士連合会および日本司法書士連合会は、犯罪利用預金口座であると疑われる場合に口座取引停止措置を請求するための統一書式（振り込め詐欺等不正請求講座情報提供及び要請書）を作成した。この統一書式により取引停止措置を要請された場合には、金融機関は「当該預金口座等が犯罪利用預金口座等である疑いがあるものと迅速に認定し、適切な措置を講じる」との記載があり、金融機関は当該弁護士の実を確認すればそれ以上の事実関係や資料の確認をしないで預金口座取引停止措置を講じることになっている。被害者を救済するために当該預金口座をできる限り迅速に凍結する必要がある、また金融機関が当該預金口座の名義人に対して債務不履行責任を負うことがないようにする必要があるからである⁽⁵⁾。

この点が争点となった裁判例として下記のものがある。

①東京地方裁判所平成 23 年 6 月 1 日判決 判例タイムズ 1375 号 158 頁

②東京高等裁判所平成 23 年 11 月 24 日判決 消費者法ニュース 92 号 164 頁(①の控訴審判決)

【事実】

Xは熱溶融固化システムプラント製造、販売及び輸出入並びにプラスチックの再生加工、プラスチック製品の販売及び輸出入などを目的とする会社である。

Yは銀行である。

XはYに「X株式会社 支店」名義の本件貯金口座を開設し、預金取引を行っていた。

訴外Aは弁護士である。

AはBの代理人として平成 22 年 4 月 23 日、Yに対して日弁連の統一書式を使用して振り込め詐欺救済法 3 条 1 項に基づく本件口座取引停止措置を要請した。その理由としては、Bが未公開株式の購入の勧誘を受けたが、上場の連絡はなく、問合せをしても今後の予定についての返答が無かった。相談を受けたAは、未公開株を不特定多数人に対して電話勧誘すること自体が通常あり得ない行為で、詐欺であると判断したということである。

YはAの要請を受けてAが実在していることを確認した上で、平成 22 年 4 月 27 日振り込め詐欺救済法 3 条 1 項に基づきXの口座について取引停止措置を講じ、預金保険機構に対しても同口座が犯罪利用預金口座であると報告し、同機構はこれを公告した。

Xは、弁護士は振り込め詐欺救済法 3 条に規定する「捜査機関等」に該当せず、金融機関は弁護士から犯罪情報が提供された場合、捜査機関に問い合わせるなどして犯罪情報その他の情報を加味した上で、「その他の事情を勘案」し当該犯罪情報が相当の理由があるものかどうかを判断する義務を負い、こうした調査を経ない限り「犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるとき」に該当しない。YはAからの情報提供のみに基づき、その他の事情を勘案しないまま本件口座の取引停止措置を講じたことは、このような義務違反による不法行為であると主張して、本訴を提起した。

【第 1 審判旨】請求棄却・控訴

「(2)本件法律 3 条 1 項は、「金融機関は、当該金融機関の預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとする。」と規定している。本件法律は、預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的とするもので(1条)、このような目的を達成するため、振り込め詐欺等の被害者を可及的速やかに救済し、また、被害の拡大を防止すべく、その 3 条 1 項で、犯罪利用預金口座等であることが真実であることを要件とせず、その疑いがあると認められれば取引停止等の措置を講ずることにしたものと解される。

本件法律 3 条 1 項の以上のような文言及び趣旨に照らせば、同項の「捜査機関等」中の「等」

とは、捜査機関以外で、振り込め詐欺等の被害者の迅速な被害回復に当たる者を指し、具体的には弁護士会、金融庁及び消費生活センターなどの公的機関や、振り込め詐欺等の被害者代理人となる資格を有する弁護士及び認定司法書士が含まれると解される。

また、同項の文言及び趣旨に照らせば、金融機関は、「当該金融機関の預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供がある」場合には、当該金融機関において、提供された当該情報自体から明らかに犯罪利用預金口座等でないと認められるとか、本件口座が犯罪利用預金口座等でないことを知っていたなどの特段の事情のない限り、提供された情報に相当の理由があるかどうかを別途調査することなく犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めて、当該預金口座等に係る取引停止等の措置を講ずることができるものと解される。

以上のとおりであるから、金融機関は、弁護士名で日弁連の統一書式を用いた当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供がある場合には、当該弁護士が実在することを確認すれば、特段の事情のない限り、犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めて、当該預金口座等に係る取引停止等の措置を適切に講ずることができ、金融機関において捜査機関等に問い合わせるなどして、提供された情報に相当の理由があるかどうかを別途調査することを要しないと解される。

(3) 本件において、Aは、本件法律3条1項に基づき、平成22年4月23日付けで統一書式を用いて作成した本件要請書とその関係書類をYに送付して、振り込め詐欺等不正請求口座情報提供及び本件口座の取引停止を要請した(本件要請)ことは前記1認定のとおりである。そうすると、YがAから本件法3条1項にいう「当該金融機関の預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があること」に当たる。

Y(大阪貯金事務センター)は、Aからの本件要請を受け、Aが実在の弁護士であることを確認し、本件口座が本件法律3条1項にいう「犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるとき」に該当するとして、同項に基づき本件取引停止措置を講じたことは前記1認定のとおりである。本件においてYが本件口座につき上記の疑いがないことを知っていたこと等の上記特段の事情を基礎づける事実の主張及び立証はない。

以上のとおり、Yが講じた本件取引停止措置は本件法律3条1項の要件に適合するもので適法であるから、本件口座の顧客であるXとの関係でも合理的な理由なしに取引停止措置を講じない義務に違反するものではない。」

【控訴審判旨】控訴棄却・上告及び上告受理申立の有無は不明

「Xは、「捜査機関等」は、捜査機関、又は捜査機関に準じる捜査能力、捜査権限を有しているものを指すと解すべきであり、また、仮に、弁護士が捜査機関等に含まれるとしても、捜査機関による相当程度の捜査を経なければ取引停止措置を執ることはできないと解すべきであると主張するが、そのように限定的に解釈すべき合理的理由は見いだせない。」

③東京地方裁判所平成24年10月5日判決 金融・商事判例1403号24頁

【事実】

Xは株式会社であり、Yは銀行業を営む株式会社である。

XはYの支店に普通預金口座(本件口座)を有していた。本件口座に5万円を振り込んだAか

ら委任を受けた弁護士は、Yに対して日弁連の統一書式を使用して本件口座が競馬攻略法詐欺に利用されている旨の情報を提供するとともに、本件口座の取引停止措置などを求めた。Yは振り込め詐欺救済法3条1項に基づき本件口座の取引停止措置をとった。

XはYに対して、①Bから情報が提供され口座凍結等の要請があっただけで、直ちに本件口座を取引停止とした措置は、振り込め詐欺救済法3条1項に違反し無効である、②仮に取引停止措置が有効としても、XがYに対して本件情報提供等に信用性がないことを説明した時点、あるいは遅くともXの代理人弁護士が第三準備書面を作成した時点では、本件口座が犯罪利用預金口座等である疑いは解消しているから、Yは預金払戻請求に応じる義務があるなどと主張して、本件預金口座の預金全額及びこれに対する払戻請求の日の翌日からの遅延損害金の支払いを求めた。

Yは、全国銀行協会がとりまとめた事務取扱手続（本件ガイドライン）において、弁護士が日弁連の統一書式を使用して情報提供及び預金口座取引停止措置等を要請した場合には、当該預金口座が犯罪利用預金口座等である疑いがあると迅速に認定し、適切な措置を講ずるものとされており、本件口座が「犯罪利用預金口座等である疑いがある」と判断したことについて違法はないと主張した。

【判旨】請求棄却・確定

「(3) 上記に認定の振り込め詐欺被害者救済法の立法過程並びにこれをふまえた本件ガイドライン及び日弁連の統一書式の作成・周知の経過に加え、弁護士が基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とするものであり（弁護士法1条）、かつ高度の法的知識を有する専門家であることを併せ考慮すると、弁護士が、合理的な根拠や裏付け資料もないままに、日弁連の統一書式を使用して口座凍結等の要請を行うことはおよそ想定されていないというべきであり、弁護士の統一書式を使用した情報提供等は、極めて信用性の高い情報と評価されてしかるべきである。そして、前記のとおり、振り込め詐欺被害者救済法の立法過程において、被害者救済の実効性を確保する一方、口座名義人に対して債務不履行責任を負うリスクを金融機関に負わせないようにしなければならないとの基本的な考え方が示されていることからすると、弁護士から日弁連の統一書式を使用した情報提供等を受けた金融機関が、上記記載内容が真実であるかどうかについて、当該弁護士に問い合わせる調査等を行うことまでは期待されていないというべきである。

(4)以上からすると、弁護士から日弁連の統一書式により情報提供等がされた場合には、そのみで口座凍結等の措置を執るとする本件ガイドラインは、当該情報提供が明らかな客観的事実と齟齬しているなど、その内容が虚偽であることが一見して明らかであるような特段の事情のない限り、振り込め詐欺被害者救済法3条1項に従った適法なものというべきである。」

上記裁判例は、弁護士が「捜査機関等」に該当することを認め、日本弁護士連合会作成の統一書式を使用して口座情報を提供し取引停止の依頼をする場合には、金融機関は提供された情報に反する事実がある等の特段の事情がない限り、当該弁護士が存在することを確認すれば、提供された情報が真実であるか否かについては調査する必要はないと判断している。

学説では、上記裁判例の判断に対して賛否が分かれる⁽⁶⁾。疑問を呈する意見として次のようなものがある。すなわち弁護士には強制捜査権がないため「捜査機関等」に該当するという判断に

は違和感がある。しかし情報提供者を限定して被害者保護を狭めるのは妥当でないとの政策判断によるものであろうから、ある程度弾力的に解釈することは必ずしも不当とはいえない⁽⁷⁾。一方で弁護士は強制調査権を有しない上に依頼人の代理人にすぎず、その情報提供は依頼人の主張のみを前提にしたもので間違いや思いこみがないとは言い切れず、提供した情報に関する確認が不十分であると後日それを撤回したりその後の対応を放置したりすることもないとも言い切れない。したがって金融機関が弁護士からの情報提供のみに依拠して預金口座取引停止措置を執ることに問題があるというものがある⁽⁸⁾。

本件の預金口座取引停止措置は、弁護士から日弁連作成の統一書式による情報提供と取引停止依頼に基づき、Yが本件取引停止措置を執ったものである。Yは全銀協作成のガイドラインにしたがった措置であり、上記裁判例の判断の流れに沿ったものであって問題はないものとする。

なお、実務家から預金口座取引停止の要請に関して、次のような点に留意するよう主張されている⁽⁹⁾。

1. 預金口座取引停止要請は被害拡大の防止、違法収益の剥奪に結びつく意義がある。
2. 現実に預金口座取引停止を行うのは銀行等の金融機関であり、捜査機関等は調査確認義務を果たした上で情報提供を行うにすぎない。預金口座取引を停止する前提として金融機関がチェックするのであるから、必要以上に情報提供を恐れる必要はない。
3. 預金口座取引停止措置の解除について、要請を行った捜査機関等が取下げ要請を行った場合でも、金融機関はそれに左右されずに被害回復分配金の支払手続を行うべきである。

Ⅲ 犯罪利用預金口座等に該当しないとの判示について

本件は、弁護士からの依頼に基づき、YがXの口座の取引停止措置をとったものであるが、「犯罪利用預金口座等」に該当しないとして、Xに対して払戻しを命じたものである。金融機関が、口座取引停止措置をとった場合に「犯罪利用預金口座等」である疑いがない限り、取引停止措置を継続する。しかし、当該口座が「犯罪利用預金口座等」に該当しないと立証された場合には、預金を払い戻すこととなる。

先行裁判例では、「犯罪利用預金口座等」ではないとして口座取引停止措置を解除して、預金払戻しを認める事例は多くはない。

本件は現時点においては払戻しを認めた数少ない事例であり、高等裁判所での判断は初めてのものと思われる。

犯罪利用預金口座等でないことの立証の程度について判断した裁判例として下記のものがある。
東京地方裁判所平成22年12月3日判決 金融法務事情1921号112頁

【事実】

Xは、海外商品先物取引の受託等を業とする会社であり、Yは銀行である。

Xは、Yに普通預金口座（本件口座）を開設し、預金取引を継続していた。

Yの普通預金規定には、預金が法令や公序良俗に違反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合には、預金取引を停止し、または預金者に通知することにより預金口座

を解約することができる旨の条項が存在している。

A 1 及び A 2 の代理人である弁護士 B から、本件預金が海外先物取引詐欺に係る犯罪利用預金口座等の疑いがあるとして、口座情報の提供および取引の停止または口座の解約の依頼を受けた Y は、本件口座について取引停止措置（以下「本件措置」という）をとった。その時点（平成 22 年 3 月 4 日）での本件口座の残高は 399 万 0281 円であった。

本件口座に関しては、B による口座取引停止依頼等の前に、次のような問題があった。

訴外 C は X が C に対して海外商品先物取引の仕組みやリスクについて十分な説明を行わず、断定的判断を提供して金の海外商品先物取引に勧誘した結果、C に対して約 1558 万円の損害を与えたという不法行為に基づく損害賠償請求権を請求債権として、X の本件口座に係る預金債権の仮差押えを東京地方裁判所に申し立てた。同裁判所は平成 21 年 8 月 27 日、上記申立てを認容する仮差押決定を行い、そのころ同決定正本が Y に送付された。

その後 C は X に対して不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、X は応訴しなかったため東京地方裁判所は平成 21 年 11 月 10 日、X に対して 1885 万円余りの支払を命じる判決を言い渡し、確定した。

C はこの確定判決に基づき、仮差押えに係る預金債権のうち 261 万 4295 円の差押えを申し立て、東京地方裁判所は平成 21 年 12 月 8 日申立てを認容する債権差押命令を発令した。

本件は、X が、Y に対し、本件預金 399 万 0281 円の返還およびこれに対する訴状送達の日翌日からの遅延損害金を請求した事案である。X は、本件措置が適法にされたことを前提としつつ、本件口座が犯罪利用預金口座でないから払戻しが認められるべきであるなどと主張した。これに対し、Y は犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「法」という）3 条 1 項の規定を根拠に、X の請求を争い、払戻しの拒絶には正当な理由があり、本件取引停止措置が解除されていない以上払戻しを求めることはできないと主張した。

【判旨】請求棄却〔確定〕

X は Y による預金口座取引停止措置が適法になされたことについては争わなかった。

「X は、本件措置が適法になされたことを前提としつつ、本件訴訟において本件口座が客観的に犯罪利用預金口座等でないことを立証すれば、本件預金の払戻しが認められるべきである旨を主張する。

しかし、X の上記主張自体は是認し得るものであるとしても、犯罪利用預金口座等とは、法 2 条 3 項に規定する「振込利用犯罪行為」において振込先となった預金口座等又は専らその資金を移転する目的で利用された預金口座等を指し（同条 4 項）、上記振込利用犯罪行為とは、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用されたものを指し、当該行為が業としてなされたことを要しない以上、本件口座が犯罪利用預金口座等でないことを立証するには、本件口座が X の（振込利用犯罪行為に当たらない）業務に用いられていることの立証では足りず、本件口座が犯罪利用預金口座等に当たるとする者との間で、判決等によって本件口座が犯罪利用預金口座等に当たらないことが明らかにされ、あるいはこれらの者が長期間にわたり X に対し損害賠償等を求めず、事実上その権利行使が放棄されているといった事実が立証される必要があるというべきであり、本件にお

いては、少なくとも前提事実（6）の A1 及び A2 の関係でかかる立証はなされていない。

したがって、本件口座が犯罪利用預金口座等に当たらないことの立証はなされていない以上、X は本件預金の払戻しを求めることはできないというべきである。」

犯罪利用預金口座等の該当性を否定した裁判例として下記のものがある⁽¹⁰⁾。

松山地方裁判所平成 28 年 2 月 10 日判決 金融・商事判例 1490 号 52 頁

【事実】

X は中華人民共和国出身の女性で、平成 22 年 9 月交換留学生として来日した。

Y は銀行業を営む株式会社である。

X は来日後大学へ半年間通ったが、結婚、退学、離婚を経て翻訳のアルバイトのほか、性風俗店で働いていた。

X は在留期間が満了する前に、在留期間経過後も日本人になりすまして日本で暮らすための公的身分証として運転免許証の取得を希望した。そこで、X は知人から A 名義の住民票と保険証を入手し、偽造した運転免許申請書を使い A 名義の不実の運転免許証を取得した。

X はアルバイト収入等を利率の良い定期預金への預け入れを希望したが、既に不法滞在であったため、A 名義の運転免許証を使用して平成 25 年 6 月 24 日、Y の B 支店に普通預金取引及び定期預金取引ができる A 名義のインターネット専用口座（本件口座）を開設した。本件口座には普通預金 4215 円（本件普通預金）、定期預金 516 万円（本件定期預金）の残高があった。

X はその後オーバーステイと不実の運転免許証取得等に関して警察に身柄を拘束され、平成 26 年 2 月 26 日執行猶予付き有罪判決を受けて中華人民共和国へ強制送還された

Y は平成 25 年 11 月 22 日付けで、D 警察署から本件口座について捜査関係事項照会を受けた。Y は平成 26 年 2 月 7 日、本件口座の住所宛に本件定期預金の満期案内書類を郵送したが、「宛て所に尋ねなし」との理由で返戻された。本件口座の電話番号宛てに電話したが、客の都合で使用できないとの案内で通じなかった。この頃 X は身柄拘束中であり、事情を知らない Y から見れば本件口座の開設者が行方不明状態となっていた。

X は強制送還された後、預金の返還を希望して、Y に対して A 名義でログインの暗証番号を忘れた旨の電子メールを送信した。その後ログイン番号を思い出し本件口座から 42 万円を出金した。

Y は上記の電子メールを受けたことを不審に思い、D 警察署に連絡した。D 警察署の担当者から X の状況を聞かされた Y は、預金規定と振り込め詐欺救済法 3 条 1 項に基づいて本件口座の本件取引停止措置を執った。

X は、①本件口座の預金者は X であること、②X は Y に対して遅くとも本件訴状送達日までは本件口座を解約し、本件普通預金 4215 円及び本件定期預金 516 万円を払い戻すよう求めたこと、③本件定期預金には本件訴状送達日までに、少なくとも 1 万 2000 円の利息が発生していることから、合計 517 万 6215 円及びこれに対する訴状送達日の翌日である平成 26 年 11 月 12 日から支払い済みまで商事法定利率年 6 分の割合による遅延損害金の支払いを求めた。

これに対して Y は、①に対して、インターネット専用口座の性質上 X 以外のものが口座開設した可能性が否定できず、本件口座には約 4 ヶ月の間に 500 万円超の入金があり若年女性の X にこ

れほどの収入があるとは考えがたく、すでに Y には X 名義の預金口座がある以上、別の口座を開設する必要性に乏しい、②に対して本件口座には預金口座の利用規程と振り込め詐欺救済法 3 条 1 項の取引停止事由があった、③に対しては本件取引停止措置により払戻等は停止されており、取引停止日である平成 26 年 3 月 14 日以降の利息は発生しないと反論した。

【判旨】一部請求認容・一部請求棄却（確定）

「3 本件取引停止措置の効力等について

(1) 本件口座については、平成 25 年 11 月の段階で捜査機関から捜査関係事項照会があり、平成 26 年 2 月には、開設者が所在不明となっていた（前記 1 (4) ァイ）。このような状況下で、Y は、ログイン番号を忘れたとの電子メールを受け取る傍ら、42 万円が出金された事実を知り、かつ、捜査機関から、「X」なる人物が A 名義の不実の運転免許証を取得したこと、本件口座開設に同運転免許証が使われた可能性があること、同人が有罪判決を受けて中華人民共和国に強制送還されたことなどを聞かされたのである（前記 1 (4) ウェ）。本件口座開設に不実の運転免許証が使用されており、何人かが名義人である A を語って本件口座を開設したとの事実は、本件口座が犯罪性のある口座であることをうかがわせる事実である。したがって、Y が、平成 26 年 3 月 14 日の時点で、本件口座につき、「公序良俗に反する行為に利用され・・・恐れがあ」り（本件利用規定 16 条 3 項 (7) 項）、「停止・・・を必要とする相当な事由が生じた」（同 (12) 項）と認め、また、「捜査機関から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがある」（法 3 条 1 項）と認め、本件取引停止措置をとったことは、公益的要請及び預金者保護を趣旨とする上記各規定の運用として、相当であったと認められる。

よって、本件取引停止措置の効力として、本件普通預金及び本件定期預金の払戻は停止され、平成 26 年 3 月 14 日以降の利息は発生しない。同日までに生じた利息（税引後利息）は、別紙「2014/3/14 解約利息計算」のとおり 214 円である（弁論の全趣旨）。

(2) もっとも、本件訴訟における X の主張・立証により、前記 1 のとおり、本件口座の預金者が X であり、本件口座への入金原資が X のアルバイト収入であることが明らかにされた。また、本件口座については、本件取引停止措置後 1 年半以上が経過するも、捜査機関や「被害者」から、「犯罪」を疑わせる事実について、何らの申出もされていない（弁論の全趣旨）。これらの事実によれば、不正取得した他人名義の運転免許証が本件口座の開設に利用されたことを考慮しても、本件口座が犯罪性のある口座でなかったことは、本件訴訟において立証されたものといえる。したがって、本件取引停止措置を継続する必要性は解消されたものと認められる。」

本裁判例は、預金口座開設銀行において預金口座名義人が所在不明のところ、警察から当該口座が他人名義の免許証により開設されたこと等の情報を得て犯罪利用預金口座等に該当すると判断し預金取引停止措置を執ったものであるが、当該口座について犯罪利用預金口座に該当しないとして預金払戻しを認めたものである⁽¹¹⁾。

そして公刊された裁判例の中では、犯罪利用預金口座等でないことが立証された初めての事例とされている⁽¹²⁾。

本件も弁護士からの情報提供により預金取引停止措置がなされたが、地裁のみならず高裁においても犯罪利用預金口座等でないとして預金の払戻しが認められた事例である。

しかし、本件の事実関係によれば振り込み詐欺救済法に関する典型的な事例とは異なっている。

争点は Z が主張する W による①生活保護費返還を免れるための詐欺行為、②犯罪収益移転防止法による X 名義の口座の利用、③本件口座が W による恐喝に利用された点、④無効である公正証書による恐喝、⑤X の権利濫用の認定であったが、判決では Z の主張をすべて否定する形で当該口座を「犯罪利用預金口座等」ではないとした。なお③から⑤の争点は事実認定の問題であり別件訴訟により犯罪行為自体が否定されている。

①の生活保護費返還を免れるための詐欺行為に関しては、Z は振込利用犯罪行為による被害者からの預金口座等への振込みに利用されたものでなくとも、犯罪行為の手段として預金口座等への振込みに利用された場合には、振り込み詐欺救済法を類推適用すべきとの主張がなされた。振り込み詐欺救済法の予定する典型事例ではないため同法の類推適用を主張したものと思うが、そもそも振り込み詐欺救済法は振込利用犯罪行為による被害者の救済を目的としたものであるから、本件の判断は妥当なものと思われる。

②の犯罪による収益の移転防止に関する法律に違反して W が X の本件預金口座を使用していたとしても、この法律は人の財産を害する犯罪でないことから振り込み詐欺救済法の対象となる振込利用犯罪行為に該当しないとする本件判断は妥当と思われる。

本件については、振り込み詐欺救済法が予定する振り込み詐欺集団と振込利用犯罪行為の被害者との対立というものではなく、養親と養子であった者の間の個人的な争いという特殊なケースであるという評価もなされている⁽¹³⁾。

本件は、被害者から当該預金口座に振込により入金がなされる犯罪行為でなければ、振り込み詐欺救済法の犯罪利用預金口座等と認定されない旨が判断された点で意義があるものとする。

(注)

(1) 江野栄・秋山努編『Q&A 振り込み詐欺救済法ガイドブック』民事法研究会、2013 年、7 頁以下、田尾幸一朗「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」ジュリスト 1352 号、93 頁、2008 年、柴山昌彦「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案（振り込み詐欺等被害金返還特別措置法案、いずれも仮称）の概要」金融法務事情 1801 号、8 頁、2007 年等。

(2) 柴山昌彦「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（振り込み詐欺被害者救済法）および関連規程の概要」金融法務事情 1837 号、12～13 頁、2008 年、廣渡鉄・福田隆行「振り込み詐欺救済法の実務上の問題点」金融法務事情 1921 号、92 頁、2011 年。

(3) 上田孝治「振り込み詐欺救済法の活用と実務上の留意点」現代 消費者法 22 号、26 頁、2014 年、世取山茂「振り込み詐欺救済法に定める被害回復分配金の金融機関から被害者への支払について」金融法務事情 2047 号、58 頁、2016 年。

(4) 干場力「「振り込み詐欺救済法に係る全銀協のガイドライン（事務取扱手続）」の概要」金融法務事情 1840 号、12 頁、2008 年。

(5)柴山・前掲注(1) 9 頁。

(6)賛成説として、鈴木仁史「振り込め詐欺救済法にかかる裁判例と金融実務」季刊事業再生と債権管理 140 号、138 頁、2013 年、荒井剛「犯罪利用預金口座の取引停止と金融機関の注意義務」ジュリスト 1458 号、90 頁、2013 年等がある。

(7)菅原胞治「犯罪利用預金口座の取引停止措置と預金払戻請求の可否—東京地裁平成 22 年 12 月 3 日判決（金融法務事情 1921 号 112 頁）」銀行法務 21・754 号、29 頁、2013 年。

(8)菅原・前掲注(7)30 頁。

(9)山田茂樹監修・稲毛翔平執筆「消費者法実務入門 詐欺被害における口座凍結要請」現代消費者法 34 号、137 頁、2017 年。

(10)犯罪利用預金口座等の該当性を否定した未公判裁判例として、富山地方裁判所平成 28 年 6 月 22 日判決が出された。この裁判例については、荒井剛「犯罪利用預金口座の取引停止措置における金融機関の注意義務とその責任—富山地裁平成 28 年 6 月 22 日判決を契機として—」独協法学第 101 号、1 頁以下、2016 年（電子版を参照）がある。なお、同論文にて本事例の控訴審判決として、名古屋高等裁判所金沢支部平成 28 年 11 月 30 日判決（未公判）が出され、原判決取消、原告らの請求棄却との判断がなされた旨が紹介されている。

(11)判例評釈として、荒井剛「預金口座の取引停止措置とその解除」ジュリスト 1502 号、115 頁、2017 年があり、判旨に概ね賛成とされている。

(12)本判決が掲載された金融・商事判例 1490 号のコメント欄、56 頁、2016 年参照。

(13)本件の判例評釈である、藤原彰吾「金融機関の預金口座が「犯罪利用預金口座等」（振り込め詐欺救済法 2 条 4 項）に該当しないとされた事例」金融法務事情 2073 号、10 頁、2017 年。

なお本件に関する他の評釈、解説として、藤井友弘「弁護士からの預金口座取引停止依頼等への対応」金融法務事情 2068 号、52 頁、2017 年、藤井尚子「振り込め詐欺救済法の「犯罪利用預金口座等」の該当性（消極）をめぐる大阪高判平 28・11・29 を受けて」金融法務事情 2066 号、4 頁、2017 年、浅井弘章「金融機関の預金口座が振り込め詐欺救済法 2 条 4 項所定の「犯罪利用預金口座等」に該当しない等とされ預金者の請求が認容された事例（確定）（大阪高判平成 28・11・29 金融法務事情 2063 号 72 頁）」銀行法務 21・814 号、66 頁、2017 年がある。

（2017 年 12 月 25 日稿）